

農地法第3条許可申請について

【農地法第3条許可申請】

- 1 申請書は3部提出（3部とも記名、押印もしくは自署し、申請書上部空欄に捺印すること。）
- 2 農業委員が現地確認を行う際、現地での立会いをお願いすることがあります。
- 3 「認定農業者」が「農業振興地域内の農用地」を購入する場合、税制面等で有利な条件で売買できる場合がございますので、農業委員会にご相談ください。
- 4 **毎月10日締切** ※10日が休日の場合は直前の開庁日
※全ての添付書類が整っていない場合は受け付けできません。

【添付書類（原本1通）】

- 1 申請土地の全部事項証明書（登記簿）
※ 法務局で取得してください。
※ 登記情報提供サービスによる照会番号付き不動産登記情報による提出を行う場合は、「照会番号（10桁）が記載されていること」「発行年月日が記載されていること」「発行日から100日以内であること」「未使用の照会番号であること」が条件です。
- 2 住民票※本籍の記載のあるもの（小千谷市外にお住まいの方のみ添付）
- 3 農業経営状況証明書（他市町村にお住まいの方が小千谷市の農地を取得する申請を行う際、住所地の農業委員会から発行してもらったものを添付）

【申請者が法人の場合の追加書類】

- 1 定款又は寄付行為の写し
- 2 法人登記簿の抄本又は謄本
- 3 農業生産法人である場合は、組合員名簿又は株主名簿の写し
- 4 農業生産法人以外の法人である場合（解除条件付貸借の場合）は、農地等の適正な利用を確保するための条件が付されている契約書の写し

【その他】

- 1 農地所有者が破産手続き開始決定を受け、破産管財人が売却手続きをするとき
 - ・当該農地に係る裁判所の売却決定許可書
 - ・破産管財人選任及び印鑑証明書